



# 金 沢 市 公 報

号外第4号の7

令和6年(2024年)3月29日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

◎ 目 次	ページ	
●教育委員会規則		○金沢市学校給食共同調理場設置条例施行規則の一部を改正する規則 ( " ) 3
○金沢市学校設置条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則 (教育総務課)	1	●教育委員会訓令甲
○金沢市学校設置条例の一部を改正する条例附則第2項の教育委員会規則で定める日を定める規則 ( " )	1	○教育委員会事務局の職員の勤務時間に関する規程の一部改正について ( " ) 3
○金沢市教育委員会事務局の組織及び分掌事務規則の一部を改正する規則 ( " )	1	●教育委員会告示
		○金沢市立工業高等学校学則の一部改正について (市立工業高等学校) 3

## 教 育 委 員 会 規 則

金沢市学校設置条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和6年3月29日

金沢市教育委員会教育長 野 口 弘

### ●金沢市教育委員会規則第1号

金沢市学校設置条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

金沢市学校設置条例の一部を改正する条例(令和3年条例第13号)附則ただし書に規定する教育委員会規則で定める日(第3条の規定に係る部分に限る。)は、令和6年4月1日とする。

金沢市学校設置条例の一部を改正する条例附則第2項の教育委員会規則で定める日を定める規則をここに公布する。

令和6年3月29日

金沢市教育委員会教育長 野 口 弘

### ●金沢市教育委員会規則第2号

金沢市学校設置条例の一部を改正する条例附則第2項の教育委員会規則で定める日を定める規則

金沢市学校設置条例の一部を改正する条例(令和4年条例第36号)附則第2項の教育委員会規則で定める日は、令和6年3月31日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

金沢市教育委員会事務局の組織及び分掌事務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

金沢市教育委員会教育長 野 口 弘

### ●金沢市教育委員会規則第3号

金沢市教育委員会事務局の組織及び分掌事務規則の一部を改正する規則

金沢市教育委員会事務局の組織及び分掌事務規則(平成23年教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。  
第2条第1項の表中

教育プラザ	学校教育センター	教育相談係 研修係	を  に
教育プラザ	学校教育センター  特別支援教育サポートセンター	企画庶務係 教育相談係 研修係	

改める。

第4条第1項の表中

	ウ 特別支援教育の推進に関する事項 エ 人権教育の推進に関する事項 オ 教科書その他の教材の取扱いに関する事項 カ 健康教育の推進に関する事項 キ 学校の保健計画に関する事項	を  に
	ウ 人権教育の推進に関する事項 エ 教科書その他の教材の取扱いに関する事項 オ 健康教育の推進に関する事項 カ 学校の保健計画に関する事項	

改め、同条第2項の表中

学校教育センター	教育相談係	1 学校教育の相談・研修に係る施策の企画及び調整に関する事項 2 学校教育に係る相談に関する事項 3 学習用教材の収集及び貸出しに関する事項 4 教育プラザの施設の維持管理に関する事項 5 他係に属しない事項	を
	研修係	1 学校教育に携わる職員の研修に関する事項 2 学校教育に関する教材等の専門的又は技術的な事項の調査及び研究に関する事項 3 教育資料の収集及び貸出しに関する事項	
学校教育センター	企画庶務係	1 学校教育の相談・研修に係る施策の企画及び調整に関する事項 2 学習用教材の収集及び貸出しに関する事項 3 教育プラザの施設の維持管理に関する事項 4 他係に属しない事項	に
	教育相談係	1 学校教育に係る相談に関する事項	
	研修係	1 学校教育に携わる職員の研修に関する事項 2 学校教育に関する教材等の専門的又は技術的な事項の調査及び研究に関する事項 3 教育資料の収集及び貸出しに関する事項	
	特別支援教育サポートセンター	1 特別支援教育の推進に関する事項	

改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

金沢市学校給食共同調理場設置条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

金沢市教育委員会教育長 野 口 弘

●金沢市教育委員会規則第4号

金沢市学校給食共同調理場設置条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市学校給食共同調理場設置条例施行規則（昭和47年教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第1条の表金沢市学校給食中央共同調理場の項中「明成小学校 馬場小学校」を「明成小学校」に、「新神田小学校」を「新神田小学校 長町中学校芳齋分校」に改め、同表金沢市学校給食東部共同調理場の項中「紫錦台中学校 長町中学校芳齋分校」を「紫錦台中学校」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

## 教 育 委 員 会 訓 令 甲

●金沢市教育委員会訓令甲第1号

教 育 委 員 会

教育委員会事務局の職員の勤務時間に関する規程（昭和48年教育委員会訓令甲第4号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

金沢市教育委員会教育長 野 口 弘

別表学校教育センターに勤務する職員の項中「に勤務する」を「又は特別支援教育サポートセンターに勤務する」に改める。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

## 教 育 委 員 会 告 示

●金沢市教育委員会告示第2号

金沢市立工業高等学校学則（昭和33年教育委員会告示第2号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

金沢市教育委員会教育長 野 口 弘

第29条を次のように改める。

（授業料等の還付）

第29条 既納の授業料、入学料及び入学検定手数料の還付については、市長が別に定めるところによる。

令和6年(2024年)3月29日 発行

発行人

発行所

編集 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市

金 沢 市 役 所

(株) 共 栄